様式第３号（第２条関係）

その３

確認番号　第　　号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

東串良町議会議員及び東串良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東串良町選挙管理委員会

委員長

記

１　　　　　年　　月　　日執行　東串良町長選挙・東串良町議会議員選挙

２　候補者の氏名

３　選挙運動用ポスター作成枚数　　　　　　枚

備考

１　この確認書は、ポスター作成業者に提出してください。

２　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。

３　この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、東串良町に支払を請求することはできません。